

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

<令和6年度の取組状況>

実施時期	内容
R3.7	勤務時間の管理及び休暇等の電子申請のため、出退勤システムを全庁的に導入
R4.10	男性の育児休業促進のため「産後パパ育休」制度を条例制定
R4.10	男女ともに利用出来る妊娠・出産・育児に関わる休暇等の概要、パンフレットを作成し周知
R5.1	女性活躍の推進に資する男女共同参画についての意識の醸成のため、職員を対象に研修を実施
R5.4～	時間外勤務縮減のため、ノー残業デーの設定を各課の状況に合わせて、繁忙期等を避ける等して設定することにより、実効性を高めた
R5.4～	心身の不調を未然に防ぐため、カウンセリング事業を月に1回開始
R6.8～	名札の表記をひらがな名字のみに変更し、カスタマーハラスメントの未然防止対策及び、年齢、国籍を問わず認識しやすい表記とした
R6.11～	省エネルギーの一層の推進及び、職員ひとりひとりが快適で働きやすい服装で勤務できるよう、エコスタイルを通年実施とした